

調和

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2020年4月1日

No. 166

社報タイトル「調和」は社内で掲げる令和2年の標語です。

● 経営コンサルティング
● 相続
● 会計

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員 税理士 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚
代表社員 税理士 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

5月の税務



● 5月11日

1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

● 6月1日

2. 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
3. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
4. 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
5. 消費税の年税額が400万円超の6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
6. 消費税の年税額が4,800万円超の2月, 3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分, 個人事業者は3か月分)〈消費税・地方消費税〉
7. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

● 5月中において都道府県の条例で定める日

8. 自動車税(種別割)の納付

賦課期日…4月1日



今年の2月中旬頃からコロナウイルスの感染が日本国内でも次第に広まり、我々も例年とは違う雰囲気の中で仕事をしている状況です。

こうした中、確定申告の申告期限等も延長されるなど異例の事態になっています。具体的には次の通りです。

・確定申告の申告期限

所得税及復興特別所得税 4月16日(木)まで延長
個人事業者の消費税及地方消費税 4月16日(木)まで延長

・振替納税をご利用の方の振替納付日

所得税及復興特別所得税 5月15日(金)
個人事業者の消費税及地方消費税 5月19日(火)

感染が収まらなければ他の税務についても何らかの措置が施される可能性がありますので、その際は担当者を通じお知らせ致します。

会社説明会を開催しました！

3月に入り来年度の採用に向けて、学生向けの会社説明会を開催しております。人材の確保はどの業種においても喫緊の課題になっており、弊社も様々な媒体を活用して募集活動を行っております。

この説明会に集まってくれた学生の中から、一人でも多くの入社志望者が出ることを願っております。

